

赤磐市環境センター（エネルギー回収推進施設）運転管理業務
受託候補者選定評価基準書

令和5年10月

赤 磐 市

目次

1. 総則	1
2. 選定の方法	1
3. 受託候補者選定までの流れ	1
1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング	1
2) 審査会における提案内容の審査	1
3) 受託候補者の選定	1
4. 提案書及び見積書の審査方法	2
1) 審査の基本方針	2
2) 審査項目及び配点	2
3) 提案内容に関する事項の得点化方法	2
4) 提案価格に関する事項の得点化方法	3
別紙 提案内容に関する事項の評価の視点と対応様式	4

1. 総則

本選定評価基準書は、赤磐市（以下「本市」という。）が、赤磐市環境センター（エネルギー回収推進施設）運転管理業務委託（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルに参加しようとする者を対象に配布する募集要項と一体となるものであり、受託候補者を選定するに当たって、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法や評価項目を示すものである。

2. 選定の方法

本業務の特性を踏まえ、価格のほかに、業務内容等の提案及び業務への配慮等を総合的に評価し選定する。

3. 受託候補者選定までの流れ

本市所定様式の「プロポーザル方式提案書提出依頼書」により、第2次審査に係る提出書類の提出を依頼した応募者から提出される「業務提案書【様式第5号】」、「見積書【様式第7号】」を審査・評価する。

第2次審査は「提案内容に関する事項の得点化(非価格面の審査)」及び「提案価格に関する事項の得点化(価格面の審査)」で構成され、「赤磐市環境センター（エネルギー回収推進施設）運転管理業務受託候補者選定審査会」（以下「審査会」という。）が以下の実施事項に基づいて提案内容を審査・評価し、その結果を踏まえ、本市が受託候補者を選定する。

1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

審査に当たり、提案内容について応募者から説明を受け、提案内容に関する質疑応答を行う場を設ける。

2) 審査会における提案内容の審査

審査会は、次の方法により提案内容の得点化を行い、最優秀提案を選定する。

① 提案内容に関する事項の得点化(非価格面の審査)

「業務提案書【様式第5号】」に記載された内容について評価し、得点化する。

② 提案価格に関する事項の得点化(価格面の審査)

「見積書【様式第7号】」に記載された提案価格について、本業務の提案上限額の範囲内であることを確認した上で、算定式に基づいて得点化する。

③ 総合得点の算出

「提案内容に関する事項の得点化(非価格面の審査)」及び「提案価格に関する事項の得点化(価格面の審査)」により算出されたそれぞれの得点を合計し、総合得点を算出する。

④ 最優秀提案の選定

総合得点で最高点を得た提案を最優秀提案として選定する。なお、総合得点の最も高い者が2者以上ある場合は、審査会において審議の上、順位を決定する。また、総合得点が60点未満の場合、当該応募者は失格とする。

3) 受託候補者の選定

本市は、第2次審査において選定された最優秀提案の応募者を受託候補者として選定する。

4. 提案書及び見積書の審査方法

1) 審査の基本方針

本業務の目的を実現する上で必要な事項を審査項目とし、提案内容の得点化を図ることにより、客観的な視点から最も優秀な提案を選定する。

2) 審査項目及び配点

審査項目及び配点については、次のとおりとする。

審査項目	配点
提案内容に関する事項	80 点
提案価格に関する事項	20 点
総合得点(合計)	100 点

3) 提案内容に関する事項の得点化方法

(1) 得点化の方法

提案内容について、「別紙 提案内容に関する事項の評価の視点と対応様式」に示す審査項目に応じた提案項目ごとに評価段階に基づく5段階評価を行う。

各審査項目の配点に評価段階に応じた評価率を乗じて算出される小数点以下第2位までの値(小数点以下第3位の値を四捨五入)を得点とする。

(2) 評価段階、評価基準及び得点化方法

評価段階、評価基準及び得点化方法は次のとおりとする。

評価段階	評価基準	得点化方法 (配点×評価率)
A	当該評価項目において、委託仕様書の内容を超える応募者独自の実現可能な優れた提案があり、非常に大きな効果が期待できる。	配点×1.00
B	当該評価項目において、委託仕様書の内容を的確に理解し具体的・現実的な提案が記載され、大きな効果が期待できる。	配点×0.75
C	当該評価項目において、委託仕様書の内容を理解した提案が認められ、一定の効果が期待される。	配点×0.50
D	当該評価項目において、委託仕様書の内容に対して最低限の提案しか認められず、効果はあまり期待できない。	配点×0.25
E	当該評価項目において、委託仕様書の内容が充分理解されておらず、提案された内容では効果が期待できない。または、委託仕様書に対応した提案がなされていない。	配点×0.00

4) 提案価格に関する事項の得点化方法

見積書に記載された提案金額(消費税及び地方消費税の額を含まない金額)について、次の算定式に基づいて算出される小数点以下第2位までの値(小数点以下第3位の値を四捨五入)を得点とする。

ただし、見積書に記載された提案金額が、本業務の提案上限額を超える場合は、提案自体を受け付けず、当該応募者は失格とする。

(算定式)

提案価格得点 = (最低提案金額 ÷ 応募者の提案金額) × 20 点

※最低提案金額：全応募者の提案金額のうち、最も低い提案金額

別紙 提案内容に関する事項の評価の視点と対応様式

審査項目	提案項目(業務提案書【様式第5号】に対応)	評価の視点	対応様式	配点
(1)運転管理の改善に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受託者の業務範囲として運転管理業務と維持管理業務が一体的になることを活かして、当施設の運転管理の改善効果を発揮させる方策について ■ 5年間の長期契約の長所を活かして業務改善効果を発揮させる方策について 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受託者の業務範囲として運転管理業務と維持管理業務が一体的になることを活かして、施設の運転管理の改善効果を発揮させる有効な方策が提案されているか。 ■ 5年間の長期契約の長所を活かして業務改善効果を発揮させる有効な方策が提案されているか。 	様式第5号-1	10点
(2)本業務を円滑に実施するための事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本業務を円滑に進める上で留意すべき点と対応策について ■ 業務準備期間中の3者(受託者、本市及び既存受託者)における連絡調整の項目や方法について 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本業務を円滑に進める上で留意すべき点を把握し、適切な対応策が提案されているか。 ■ 業務実施期間へ円滑に移行するため、業務準備期間中の3者(受託者、本市及び既存受託者)の連絡調整事項や方法が適切であるか。 	様式第5号-2	5点
(3)運転管理体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本業務の執行責任体制、従事者の配置計画、構成員や協力企業の関係がわかる全体組織体制について ■ 有資格者の配置計画、人員数について ■ 平常時、緊急時における本市等への連絡体制について ■ 緊急時の勤務体制について 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本業務を行うにあたって適切な組織体制・連絡体制が提案されているか。 ■ 本業務を行うにあたって受託者職員の健康管理等を考慮した有資格者、人員が適切に配置、提案されているか。 	様式第5号-3	10点
(4)運転管理業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 排ガス、焼却灰、飛灰それぞれのダイオキシン類の発生抑制対策について ■ 焼却条件、公害防止基準を満たすための運転管理方策について ■ 焼却条件、公害防止基準を満たさない場合が発生した時の対処方法について ■ 燃え殻(焼却灰・集じん灰)の運搬費・処理処分費を抑制するため、搬出段階における重量(運搬量)を可能な限り抑制する運転管理方策について ■ 経済性を考慮した運転管理方策について 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 排ガス、焼却灰、飛灰それぞれのダイオキシン類の発生抑制対策について適切に提案されているか。 ■ 焼却条件、公害防止条件を満たすための有効な方策が提案されているか。 ■ 焼却条件、公害防止条件を満たさない場合の対処方法が適切に提案されているか。 ■ 燃え殻(焼却灰・集じん灰)の運搬費・処理処分費を抑制するため、搬出量(運搬量)を可能な限り抑制する有効な運転管理方策が提案されているか。 ■ 経済性を考慮した運転管理に関して有効な方策が提案されているか。 	様式第5号-4	20点
(5)維持管理業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 機器の故障を未然に防止して、運転管理業務を確実に履行するための保守点検の方針 ■ 各機器の耐用年数を確保して施設の長寿命化を図るための保守点検の方針 ■ 機器の閉塞や故障を未然に防止して、運転管理業務を確実に履行するための「設備機器の清掃管理」の方針 ■ 施設内の美化を図るための「施設内の清掃管理」の方針 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保守点検を行う上で、下記事項を踏まえた有効な内容が提案されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ● 機器の故障を未然に防止して、運転管理業務を確実に履行するための保守点検の方針 ● 各機器の耐用年数を確保して施設の長寿命化を図るための保守点検の方針 ■ 清掃管理に関して有効な内容が提案されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ● 機器の故障を未然に防止して、運転管理業務を確実に履行するための「設備機器の清掃管理」の方針 ● 施設内の美化を図るための「施設内の清掃管理」の方針 	様式第5号-5	25点
(6)安全衛生管理業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働安全衛生の管理体制について ■ 従事者の安全と健康を確保するための方策について 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 従事者の安全と健康を確保するために有効な内容が提案されているか。 	様式第5号-6	5点
(7)その他関連業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 火災防止対策について ■ 盗難防止対策について ■ 住民対応・見学者対応方法について 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各関連業務について有効な内容が提案されているか。 	様式第5号-7	5点
合計				80点